

町家（旧遠藤庄作邸）利用規程

1 目的

町家は、町民がまちなかにおいて日常を過ごせるエリアを創出するための拠点として、広く町民の皆様にご利用いただくことを目的に開放するものです。

利用に際しては、次に規定する項目を遵守くださいますようお願いいたします。

2 利用規定

(1) 開館時間

午前9時～午後10時

(2) 休館日

12月29日～翌年の1月3日まで

(3) 利用目的による制限

次の目的等での利用はできません。

① 営利を主たる目的として、以下のいずれかに該当する場合

ア 講師又は企業等が主導で参加者を募り、町家を自らの事業の拠点として広く宣伝し、利用する場合

イ 町家において商品の販売、説明、契約、宣伝若しくはこれらに類することを行う場合

ウ 特定の営利事業に町家の名称を利用する場合

エ 過大な入場料等を徴収する場合

オ その他、企業等の販売促進会議や求人説明会、社員研修等

カ ただし、葛巻町や葛巻町商工会、まちなか活性化協議会等のまちづくり団体が主催又は共催、後援する事業の場合はこの限りではない

② 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持する場合

ア その目的、内容等が、特定政党の利害のみに関するもので、利用目的、性格にふさわしくない場合

イ 全ての政党に公平、平等に開かれず、特定の政党や特定の候補者に対して利用を認める場合

ウ 公平、平等に開かれていても、特定の政党に利用が偏する場合

③ 特定の宗教の宗教活動を目的とした利用

ア 特定の宗教の布教、教化、宣伝等を目的とする行為

イ 宗教上の行為、祝典、儀式又は行事を含むおよそ宗教的信仰の表現である行為

④ その他使用できない場合

ア 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがある場合

イ 施設又は設備を損壊又は滅失する恐れがある場合

ウ その他、次に規定する町家の管理上支障があると認められる場合

・個人的な行事等（例：誕生会、結婚式、披露宴、葬儀等）で使用する場合

・飲食及び飲酒を主目的とした会合を行う場合

ただし、事業や会議等において飲食及び飲酒が伴う場合はこの限りではない

・保護者又は成人の同伴が伴わない小学生、中学生のみが使用する場合

・火の使用を認められている部屋以外の部屋において、火の使用を伴う事業を行う場合

・音、におい、振動等により他の利用者に著しい支障をきたす恐れがある場合

・その他、上記以外で町が管理上の支障があると認める場合

3 利用申請

利用する場合は、予め別紙「利用申請書」を葛巻町役場に提出し、町の許可を得ること。

4 利用する場合の注意事項

(1) 清掃

利用した者は、利用した部屋を清掃すること。

(2) 利用者台帳への記入

利用した者は、町家に設置されている利用者台帳に、「利用者(団体)名」、「利用目的」、「利用人数」、「利用時間」、「利用した部屋」を記入すること。

(3) 消灯・施錠

利用後は消灯及び施錠を行うこと。

施錠後の鍵は、役場担当課へ返却するか、次の利用者へ引き継ぐまでは、責任を持って管理すること。

(4) 損害を与えた場合

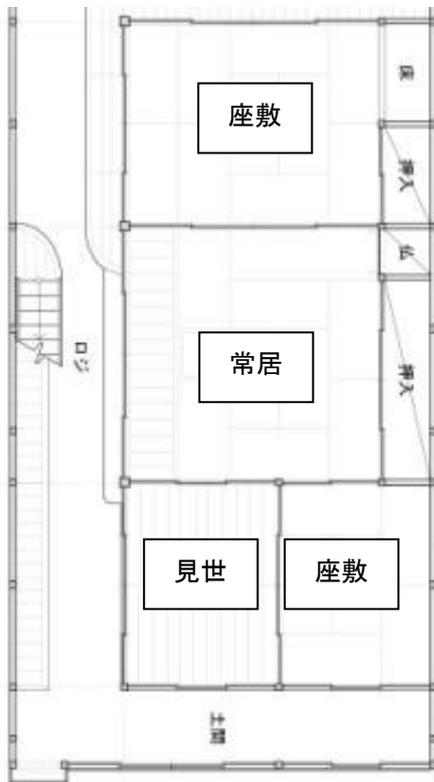
利用者が、町家及び付帯設備を損壊するなどの損害を与えた場合、損害を与えた者の責任によって速やかに現状復旧を行うこと。

5 お問い合わせ先

葛巻町役場 いらっしやい葛巻推進課 TEL : 0195-65-8983

6 町家図面

【1階】



【2階】

